「薬局における向精神薬取扱いの手引」の改訂点

※ 赤字下線は、改訂点です。

第8 事故 (法第50条の22・施行規則第41条)

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事に届け出てください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル(バイアル)
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

【参考】向精神薬一覧(平成24年1月現在)

1 物質名一覧表

~~~ (一覧表略) ~~~

2 向精神薬(商品名:例示)一覧表【物質名順】

~~~ (一覧表略) ~~~